

## 至誠館大学名誉教授称号授与規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条の規定に基づき、至誠館大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号授与について必要な事項を定めるものとする。

### (資格)

第2条 名誉教授の称号は、至誠館大学（以下「本学」という。）の教授又は学長として原則退職するとき、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考により授与する。

- (1) 本学の教授として10年以上勤務し、教育上又は学術上の功績があった者
- (2) 前号の年数には達しないが、本学の教授として教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者
- (3) 本学の学長、副学長として功労が顕著であった者

### (勤務年数の通算)

第3条 前条第1号の規定を適用する場合には、本学の変遷により萩国際大学、山口福祉文化大学の教授としての勤務年数を通算することができる。ただし、至誠館大学の教授として5年以上勤務した者に限りこれを適用する。

### (選考の手続)

第4条 第2条第1号又は第2号に該当する者があるときは、学部長は、教授会の議を経て、学長に推薦するものとする。

2 第2条第3号に該当する者については、大学運営会議の構成員3人以上の発議により、学長に推薦するものとする。

### (選考)

第5条 前条の規定により推薦のあった者については、大学運営会議で選考し、理事長の承認を得た上、学長がこれを決定する。

### (称号の授与)

第6条 名誉教授の称号の授与は、別記様式の名誉教授称号証書を交付して行う。

### (庶務)

第7条 名誉教授の称号授与に関する庶務は、総務課において処理する。

### (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、名誉教授の称号授与に関し必要な事項は、大学運営会議の議を経て、学長が別に定める。

### 附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

制定 令和2年12月1日 (制定)

第○号

氏名

生年月日

至誠館大学名誉教授の  
称号を授与する

令和 年 月 日

至誠館大学

(大学印)

(210 mm×310 mm)